

第四十六号) 第三条の二第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第五条の五第一項」とする。

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第五条の四第八項の市町民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。

附則第七条第一項第一号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同条第二項中「第四項」を「以下この条」に、「同条第三項各号」を「同法第二十八条の四第三項各号」に改め、同条第三項第三号中「第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項」を「第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に、「所得割の額

及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第五号中「及び」を「並びに」に改め、同項第六号を削る。

附則第八条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下附則第十条まで」を「次条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項第二号中「第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項」を「第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第四号中「及び」を「並びに」に改め、同項第五号を削る。

附則第九条第一項中「附則第十二条第三項」を「附則第十一条」に、「次条」を「次条第一項」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号を次のように改める。

イ 三十二万円

附則第九条第一項第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「第四項において同じ。」を削り、同条第三項中「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

附則第十条第一項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号を次のように改める。

イ 九十六万円

附則第十条第一項第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十一条第一項中「第四項において準用する附則第八条第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の一・六」



を「百分の三・六」とあるのは、「百分の二」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十二条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

三 附則第二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第十一条の二第二項中「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等（以下本項において「株式等」という。）の譲渡（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。）を

「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有す

る場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下この項及び第五項」を

「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び次条第一項」に、「第七項第二号」を「第四項第二号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項第三号中「第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項」を「第三十条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項」に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「第三十四条の三中「同条第十五項」とあるのは「附則第十一条の二第六項」と、同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同条第四号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「及び」を「並びに」に改め、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を削り、同項第五号を削り、同項を同条第四項とする。

附則第十一条の二の二第二項中「同条第七項第二号」を「同条第四項第二号」に、



「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第二項中「第一項の」を「前項の」に、「附則第十一条の二第七項」を「附則第十一条の二第四項」に改める。

附則第十一条の二の三第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

附則第十一条の三第一項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第三号中「第三十四条の二」、第三十四条の三及び附則第五条第一項」を「第二十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項に、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項各号」を「附則第五条第一項各号」に改め、同項第四号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「及び」を「並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項第一号」を「同項第二号」に改める。

附則第十二条を次のように改める。

(個人の県民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第十二条 第三十条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、

第三十九条の三及び第三十九条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十九条の六第一項及び第二項並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「第三十九条の四」とあるのは、「第三十九条の四並びに附則第十二条第一項」とする。

附則第十四条の二を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十九条第一項第二号中

「各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得

百分の六・六

とあるのは

各事業年度の所得のうち年四百万円  
各事業年度の所得のうち年十億円

円を超える年十億円以下の金額及び清算所得

百分の六・六

を超える金額

百分の七・九

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)」とする。

附則第十六条の見出しを「住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の特例」に改め、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第二項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第十七条の二第一項中「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「登録された価格(当該価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と読み替えるもの」を「登録された価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の



部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の二第二項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」に改める。

附則第十七条の三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「四年」を「四年」に改める。

附則第十八条第一項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「九百六十九円」を「千七百四円」に改め、同条第二項中「平成十五年七月一日」を「平成十八年七月一日」に、「四百六十一円」を「五百一十一円」に改める。

附則第十九条第一項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

附則第十九条第一項第三号から第五号までを削り、同条第四項の表以外の部分を次のように改める。

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施

行規則で定める許容限度（第六項から第八項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十九条第六項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの（第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度（第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第七項の表以外の部分を次のように改める。

7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み



替えるものとする。

附則第十九条第八項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第四項及び第六項から前項まで」を「第四項及び前三項」に改め、同項を同条第九項とする。

附則第二十一条第二項中「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、施行規則で定めるもの」を「附則第十九条第一項に規定する電気自動車等」に改め、同条第三項中「第二条第十項」を「第二条第十四項」に改め、同条第四項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に、「自動車」を「もので」に、「第三項」を「第二項又は第三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に改め、同条第五項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が

低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で施行規則で定めるもの及び低燃費車のうち」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」に、「第三項又は前項」を「前三項」に、「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」に、「二十万円」を「十五万円」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第二項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についての項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

附則第二十四条を削る。  
別表を削る。



(地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第二条** 地方拠点都市地域の拠点地区内における県税の不均一課税に関する条例(平成六年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「土地の」に改める。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第三条** 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十一年佐賀県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「土地の」に改める。

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第四条** 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十五年佐賀県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「第四十九条」の下に「及び第五十一条の四」を加え、同項各号中「第四十九条」の下に「又は第五十一条の四」を加える。

附則第二項の見出しを「(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「土地の」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

**第五条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)」に改め、同項中「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「不動産の」を「土地の」に改める。

附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中佐賀県条例第八号第二項第六号の改正規定(「陸運支局」を「運輸支局」に改める部分に限る。)、同条例第四十一条第一項の改正規定(「第二十三条第一項第四号の二」を「第二十三条第一項第四号の五」に改める部分に限る。)、同条例第五十四条の二の改正規定、同条例附則第五条第一項の改正規定(「第十二条」を「第一条第十三項」に改める部分に限る。)、及び同条例附則第二十一条第三項の改正規定並びに第四条中原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例第三条第一項の改正規定 公布の日

二 第一条中佐賀県条例第五十八号の三の改正規定及び附則第五条第一項の改正規定(「利益の配当」(所得税法第九十二条第一項)を「剰余金の配当」(所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項)に改める部分及び「剰余金の分配」の下に「(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。)」を加える部分に限る。並びに同項第一号の改正規定(「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分に限る。))に限る。 会社法(平成十七年法律第八十六号)の施行の日

三 第一条中佐賀県条例第一百十二条の改正規定 道路運送法等の一部を改正する